

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 支払調書等の記載事項の特例について、所要の規定の整備を行うこととする。
(第7条関係)
- 2 この省令は、令和6年1月1日から施行することとする。(附則関係)